

甲斐市高等職業訓練促進給付金のご案内

ひとり親家庭等の母または父が国家資格の取得を目指す際、学校等の養成機関での受講により就業ができない期間の生活費を助成します。

○対象となる人

助成対象は、次の要件を満たす母子家庭の母(父子家庭の父)※です。

※18歳未満の児童を扶養している必要があります。

- ・児童扶養手当の受給者と同様の所得水準にある人
- ・養成機関で1年以上のカリキュラムを受講し、対象となる資格の取得が見込める人
- ・就業(または育児)と受講の両立が困難であると認められる人
- ・過去にこの給付金を受給したことがない人

★すべての条件を満たす場合に対象となりますので、事前にご相談ください

○対象となる国家資格

- ・看護師(准看護師を含む) ・介護福祉士 ・保育士 ・理学療法士
- ・作業療法士 ・調理師 など (その他の資格についてもご相談ください)



○支給額

1. 高等職業訓練促進給付金

入学・受講開始後、申請のあった月から修了までの期間※1、毎月支給します。

- ・住民税非課税世帯※2…月額 100,000 円(修了までの最後の1年間は 140,000 円)
- ・住民税課税世帯 …月額 70,500 円(修了までの最後の1年間は 110,500 円)

※1:最長48月。留年等により履修済みのカリキュラムを受講する期間は対象外となります。

※2:申請者と同居する親族の課税状況についても審査対象となります。(別世帯含む)

2. 高等職業訓練修了支援給付金

講座等を修了した後に一度だけ支給します。

- ・住民税非課税世帯…50,000 円
- ・住民税課税世帯 …25,000 円

○事前相談

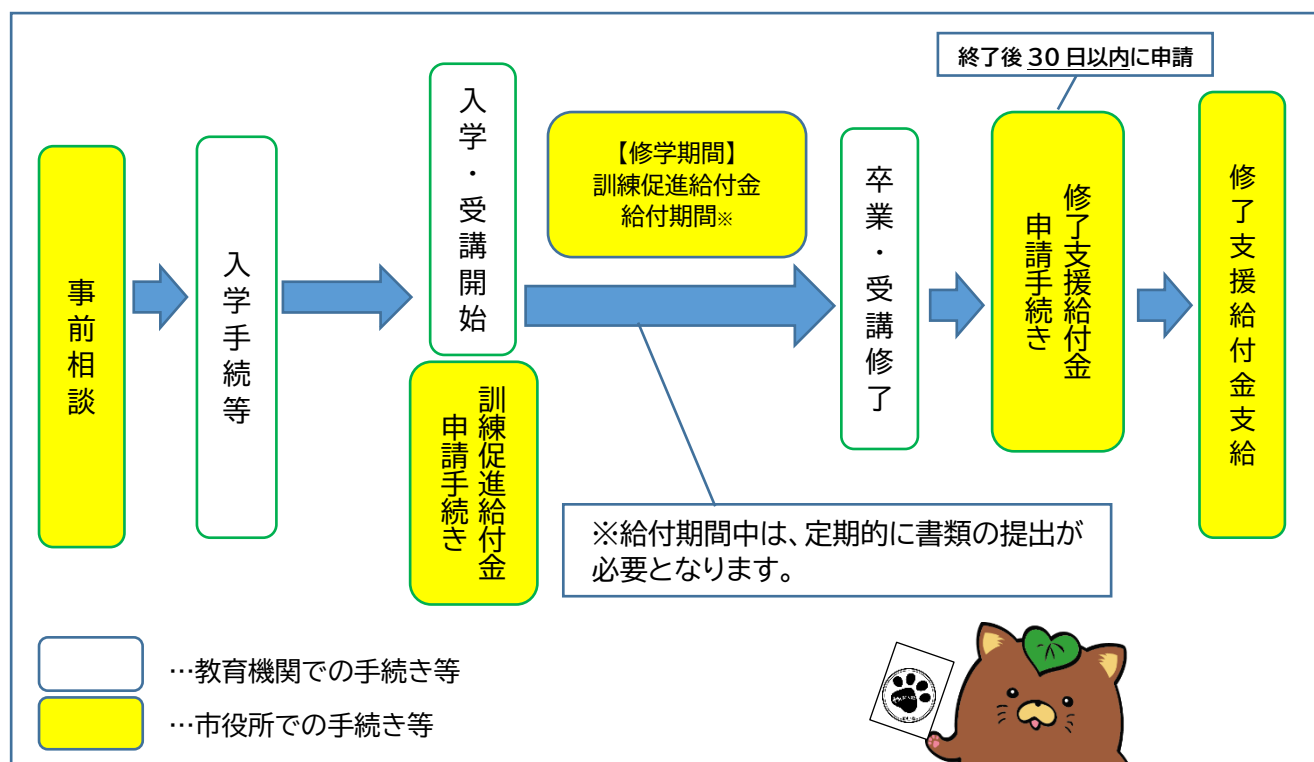
給付金の利用を希望する場合は、**受講開始前に事前相談が必要です。**

事前相談のないまま受講を開始した場合、申請を受け付けられない場合があります。



行きたい学校や、目指したい資格が
決まっていなくても大丈夫！
お気軽にお問合せください。

○手続きの流れ



○申請に必要な書類

事前相談後、教育機関等での受講が始まったら、次の書類をご用意の上、申請をしてください。

■甲斐市高等職業訓練促進給付金等支給申請書(窓口記入)

- ☐ 申請者と児童の戸籍謄本又は抄本（1 か月以内に取得したもの）
- ☐ 児童扶養手当の証書の写し(児童扶養手当を受給している人)
- ☐ 所得課税証明書(児童扶養手当を受給していない人※)
- ※1 月～7 月の申請は前々年分、8 月～12 月は前年分
- ※該当年の課税状況を公簿で確認できる場合は不要です。
- ☐ 養成機関の在籍証明書
- ☐ 個人番号カード(ない人は個人番号がわかるものと顔写真付きの身分証明書)
- ☐ 通帳等、申請者名義の口座番号等がわかるもの

制度の詳細やご不明な点についても、お気軽にお問い合わせください。

問合せ先

甲斐市役所 子育て支援課 TEL:055-278-1692

